

豊能町立図書館感謝状贈呈要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊能町立図書館感謝状(以下「感謝状」という。)の贈呈に関し必要な事項を定める。

(感謝状贈呈の対象)

第2条 感謝状は、次の各号のいずれかに該当する者(法人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。)に対して贈呈する。

- (1) 資料の寄贈により蔵書の充実に貢献した者
- (2) 図書館協議会の委員として図書館の運営に貢献した者
- (3) 図書館においての講座等の実施に貢献した者
- (4) 図書館においての展示等の実施の貢献した者
- (5) 読書関連団体等、図書館の読書推進活動に貢献した者
- (6) 前各号に定めるもののほか、贈呈することが適当と認められる者

(この要綱の適用除外)

第3条 豊能町有功者表彰条例(昭和27年条例第57号)または町制施行40周年記念特別表彰基準の規定に基づき、すでに前条の趣旨により表彰又は贈呈されている者は、この要綱の規定を適用しない。

(贈呈者の決定)

第4条 感謝状の被贈呈者の決定は、館長が行う。

(感謝状の贈呈)

第5条 感謝状は館長名をもって作成し、その贈呈は館長が行うこととする。

2 感謝状の贈呈は、館長の定める日に行うこととし、記念品を添えて行うことができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、感謝状の贈呈に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。